

被災した建物の解体・撤去について

公費解体・自費解体のご案内

申請前に、対象・制度の違い・手続きの流れをご確認ください



重要

解体・契約の前に、必ず町へご相談ください

対象となる建物

- ① 罹災証明書で「半壊」以上となった住家
- ② 住まい以外の建物（倉庫・店舗・空き家など）は、別途「被害認定調査」の申請が必要です

※調査で「半壊」以上と判定された建物が対象になります。

被害認定調査 申請フォーム



非住家の方はまずはこちらから申請

公費解体

町が代わりに解体・撤去します

費用の自己負担はありません

申請期間：8月31日から11月30日まで

- 申請後、町が内容確認・調査
- 事前立会い後に工事着工
- 家財処分・ライフライン手続きは着工前まで

自費解体

所有者が解体し、町が費用を払い戻し

超過額・対象外経費は自己負担

申請期間：8月31日から2月26日まで

※ただし11月30日までに解体契約したもの

- 契約前に町へ相談
- 対象可否・見積額の適正確認が必要
- 悪質業者に注意し、複数見積もり等で判断

主な流れ

▼ ここまでに片付け・ライフライン手続きを完了

公費解体

1

書類準備

2

町へ申請

3

内容確認
・調査

4

事前
立会い

5

解体工事
着工

6

完了
立会い

自費解体

1

解体工事
完了

2

書類準備

3

町へ申請

4

決定通知

5

請求書
提出

6

費用償還

原則、対象外となるもの

- 部分解体・修繕 建物の一部解体や修繕、リフォーム工事
- 外構・立木 カーポート、門扉、塀、立木、擁壁等
- 地下埋設物 浄化槽等、地下埋設物
- 残置物・整地 家具・家電・家財等の撤去／客土や碎石での整地

※解体後は残土で荒整地となります。

お問い合わせ・ご相談窓口
住民生活課 公費解体担当

☎ 0966 (82) 2511 (内線132)
受付時間 平日 9:00～16:00

公費解体

受付に必要な申請書類等

(1) すべての申請者に共通して必要な書類

必要な書類等	備考
公費解体及び撤去に関する申請書	申請書（様式第1号）に必要事項を記入してください。 ※申請者＝建物所有者
申請者の本人確認ができる書類	運転免許証、旅券、個人番号カードその他の本人確認書類。
罹災証明書・被災証明書、登記事項証明書	芦北町所有データ等において確認できる場合は添付不要。
建物配置図・被災状況写真	

(2) 条件に応じて必要な書類

場合の区分	必要な書類
1 代理人が申請する場合	ア 委任状（様式第2号） イ 代理人の本人確認ができる書類
2 損壊家屋等が共有である場合	申請者を除く共有者全員について ア 同意書（様式第3号） イ 同意者の本人確認ができる書類
3 賃貸物件の所有者が申請する場合	賃借人全員の同意書（様式第4号）

※ 書類を取得する前に芦北町へご相談ください。芦北町が保有・確認できる情報により、添付を省略できる場合があります。

公費解体

状況に応じて追加で必要な書類

(2) 条件に応じて必要な書類

場合の区分	必要な書類
4 所有権について差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記がある損壊建築物の所有者が申請する場合	差押え、仮差押え、担保権又は処分禁止の登記に係る債権者全員の同意書（様式第5号） ※権利関係設定者が個人の場合は、その人の本人確認書類
5 所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が申請する場合	ア 所有者の死亡や相続人を確認できる書類（次のいずれか） ① 所有者の出生から死亡までの戸籍及び相続人全員の現在戸籍 ② 法定相続情報一覧図（法務局証明済） イ 相続人全員（申請者を除く）の登録印が押印された遺産分割協議書の写し ※所有者の相続人全員が1人の場合は、イは不要です。
6 所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が決まっていない場合	ア 所有者の死亡や相続人を確認できる書類（次のいずれか） ① 所有者の出生から死亡までの戸籍及び相続人全員の現在戸籍 ② 法定相続情報一覧図（法務局証明済） イ 相続人全員（申請者を除く）の同意書（様式第3号） ウ 同意者の本人確認ができる書類

同意書等の添付を省略できる場合

場合	使用する様式等
滅失登記が行われた場合	共有者、賃借人、権利設定者又は共同相続人の同意書等を省略できる場合があります。
建物性が失われていると町長が判断した場合	建物性に関する申告書（様式第6号）を提出します。共有者、賃借人、権利設定者又は共同相続人の同意書等を省略できる場合があります。
関係者全員から同意書を取得することが困難な場合	宣誓書（様式第7号）を提出することにより、共有者、賃借人、権利設定者又は共同相続人の同意書等を省略できる場合があります。

隣地を使用して工事を行う場合

書類	備考
公費解体及び撤去に関する土地使用のご連絡（様式第10号）	申請者から隣地所有者等へ事前に連絡するための様式です。

※ 町長が必要と認める書類を追加でお願いする場合があります。個別事情については、申請前に芦北町へご相談ください。

自費解体

受付に必要な申請書類等

(1) すべての申請者に共通して必要な書類

必要な書類等	備考
自費解体及び撤去に要する費用の償還申請書	申請書（様式第1号）に必要事項を記入してください。 ※申請者＝解体の契約者＝領収書の支払者
申請者の本人確認ができる書類	運転免許証、旅券、個人番号カードその他の本人確認書類。
罹災証明書・被災証明書、登記事項証明書	芦北町所有データ等において確認できる場合は添付不要。
建物配置図・被災状況写真	建物配置図（様式第2号）に記入してください。 被災状況写真（様式第3号）を添付ください。
振込先口座情報が分かるもの	申請者名義の通帳の写しなど

解体事業者が用意する書類

見積書または内訳書	解体・撤去工事の内訳が分かるもの
解体事業者との契約書	
領収書または費用を支払ったことを証する書類	
解体証明書	解体事業者が作成したもの
解体の各工程（施工前・施工中・施工後）や運搬車両の写真	
自費解体及び撤去に係るマニフェスト（E票）の写し	

※ 書類を取得する前に芦北町へご相談ください。芦北町が保有・確認できる情報により、添付を省略できる場合があります。

自費解体

状況に応じて追加で必要な書類

(2) 条件に応じて必要な書類

場合の区分	必要な書類
1 申請者と所有者が異なる場合	ア 委任状（様式第4号） イ 所有者の本人確認ができる書類
2 代理人が申請する場合	ア 委任状（様式第4号） イ 代理人の本人確認ができる書類
3 所有者が死亡しており、損壊建築物を相続する相続人が決まっていない場合	宣誓書（様式第11号）
4 損壊家屋等が共有である場合	宣誓書（様式第11号）
5 抵当権者、賃借人等の関係権利者がいる場合	宣誓書（様式第11号）

同意書等の添付を省略できる場合

場合	使用する様式等
その他、本申請の関係者全員からの同意書を取得が困難な場合	宣誓書（様式第11号）

※ 町長が必要と認める書類を追加でお願いする場合があります。個別事情については、申請前に芦北町へご相談ください。

よくあるご質問（Q&A）

対象になるかどうか

Q 罹（被）災証明書が「準半壊」「一部損壊」でした。対象になりますか？

A 原則として「半壊」以上が対象です。判定に疑問がある場合は、税務課へお問い合わせください。なお、解体対象建物（半壊以上）と一体や近接している場合は対象外（半壊未満）の建物も解体の対象となる場合があります。

Q 先に解体してしまった後でも申請できますか？

A ご自身で契約・解体された場合は「自費解体（費用償還）」の対象になりますので、必ず町へご相談ください。

Q 応急修理した住家を公費解体できますか？

A 応急修理制度を活用して修理した住家は、原則、公費（自費）解体できません（併用不可）。

申請できる人・必要な書類

Q 誰が申請者になりますか？

A 建物の所有者が申請者となります。申請者は次の順番で決定します。①建物登記簿上の所有者、②固定資産税の納税義務者、③土地登記簿上の所有者

Q 所有者が亡くなっています。誰が申請者になりますか？

A 相続人代表の方が申請できます。相続人全員の同意書（公費解体様式第3号）と相続関係が分かる書類が必要です。

Q 建物が共有名義です。誰が申請者になりますか？

A 共有者の中から代表の方が申請できます。その他の共有者の同意書（公費解体様式第3号）が必要です。

Q 借りている家を解体したいです。

A 家主（建物所有者）による申請になります。なお、居住者の同意書（公費解体様式第4号）が必要です。

Q 建物に抵当権が設定されています。

A 抵当権者の同意書（様式第5号）が必要です。抵当権者への説明と同意取得は申請者をお願いします。

Q 発災日以降に建物の所有者が変わった場合は申請できますか？

A 発災日以降に売買や贈与により所有者が変わった場合は申請できません（相続による所有者変更は除く）。

解体の時期と解体後の手続き

Q 解体はいつごろになりますか？

A 原則として受付順に解体します。ただし、二次災害の危険性や効率化を考慮し前後する場合があります。

Q 解体が終了したが、建物滅失登記はどうしたらよい？

A 公費解体制度により解体した登記された建物については、法務局（登記官）の職権で順次、滅失登記を行います。

【参考】公費解体対象建築物等イメージ

